

第36回農業委員会総会議事録

平成26年11月28日(金)

射水市役所布目庁舎301号室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第147号から第151号)
日程第4 議事(議案第142号から第145号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出席委員(24人)

1番	石庭 文男	2番	山崎 良吉
3番	熊西 忠治	4番	土合 正夫
5番	中井 敏男	6番	山下 隆之
7番	横山 實	8番	石井 寿男
9番	前花 敏子	10番	山崎 秋夫
11番	永森 薫	12番	三島 博
13番	大松 治雄	14番	舟木 康眞
15番	杉森 雅弘	16番	山本 久雄
17番	水元 睦雄	18番	前田 進
19番	向井 隆一	20番	山谷 孝芳
21番	田中 智浩	22番	佐伯 洋作
23番	橋爪 秀夫	24番	永野 邦夫

欠席委員(0人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

- 報告第147号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第148号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第149号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第150号 農地法施行規則第32条第1号の規定による届出の受理について

報告第151号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第142号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第144号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第145号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二

主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第36回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「5番 中井委員」「6番 山下委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第147号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第147号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第148号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第148号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第149号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第149号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第150号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第150号農地法施行規則第32条第1号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第151号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第151号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長(舟木会長)

これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第142号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第142号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の11ページをご覧ください。

今回は17件ございます。

【議案第142号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1～6番、17番は経営規模拡大のため、7、8、9番は譲渡人離農のため、10～15番は農地交換のため、16番は生前贈与のため、いずれも所有権移転です。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第142号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第142号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第143号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第143号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書13ページの議案第143号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第143号を議案書をもとに朗読】

- 1番は駐車場の転用申請です。
- 2番は農家分家住宅の転用申請です。
- 3番は駐車場兼資材置場です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について前田職務代理者より説明をお願いします。

前田職務代理者

議案第143号の1番について説明します。
譲受人は 地内の宗教法人です。
寺院で行事を行うことが年10回程度あり、既存敷地内を来客の駐車スペースとしていたが駐車スペース及び転回スペースとも不足しており既存敷地に駐車できないときは道路に駐車する車もあり、交通の妨げ(さまた)になっていたため既存地に隣接している申請地を駐車場として整備する予定であります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます

議長(舟木会長)

2番の件について前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案143号の2番について説明します。

譲受人は 地内に父母及び祖母が住む農家の長男です。

現在は、市のアパートに妻と生活しています。

現在、父母及び祖父母が農業経営しているが高齢化のため、農業継続が困難となっている。家族で検討したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（舟木会長）

3番の件について橋爪委員より説明をお願いします。

橋爪委員

議案143号の3番について説明します。

譲受人 地内で廃棄物収集運搬業を営む法人です。

現在、本社敷地の建設コンクリート廃材が増加しており、臨時的にコンクリート碎石置場に置いています。コンクリート廃材は重ね積みが困難なため、平積みをしています。

現在、工事受注が順調であることからますます、コンクリート廃材が増える見込みであります。そのため現在ある敷地を拡張して駐車場兼資材置場を造成する予定です。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第143号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、駐車場とするためのものであり規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で

あることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためのものであり集落にも接続し、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、駐車場兼資材置場とするためのものであり規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第143号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第144号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第144号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(堀)

議案書14ページご覧ください。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の調査結果の報告をお願いします。

これについて、三島委員よりお願いします。

山下委員

さる11月10日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉や竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状況でした。このような状況から判断して農地に復元することは著しく困難であると考えます。

議長（舟木会長）

以上、三島委員より現地確認調査の結果報告をいただきました。これより本議案について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第144号 農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第144号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

（議案第145号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第145号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は

1 議案 5 8 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第 1 4 5 号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第 1 4 5 号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第 3 6 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 1 5 分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・組織総会開催日 1 2 月 2 5 日（木）午後 2 時から
- ・射水市役所 小杉庁舎 3 0 3、3 0 4 号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 山下 隆之

署名委員 中井 敏男

第三十六回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十六年十二月十日
至 平成二十七年一月五日